

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5112700号  
(P5112700)

(45) 発行日 平成25年1月9日(2013.1.9)

(24) 登録日 平成24年10月19日(2012.10.19)

(51) Int.Cl.	F I	
<b>G06F 21/34</b> (2013.01)	G06F 21/20	1 3 4
<b>G06F 21/32</b> (2013.01)	G06F 21/20	1 3 2
<b>H04B 5/02</b> (2006.01)	H04B 5/02	
<b>A61B 5/117</b> (2006.01)	A61B 5/10	3 2 2
<b>H04B 13/00</b> (2006.01)	A61B 5/10	3 2 0 Z
請求項の数 17 (全 11 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号	特願2006-544589 (P2006-544589)	(73) 特許権者	504326572
(86) (22) 出願日	平成16年12月16日(2004.12.16)		ジエマルト・エス・アー
(65) 公表番号	特表2007-528054 (P2007-528054A)		フランス国、92120・ムドン、リュ・
(43) 公表日	平成19年10月4日(2007.10.4)		ドウ・ラ・ベレリー・6
(86) 国際出願番号	PCT/IB2004/004156	(74) 代理人	100062007
(87) 国際公開番号	W02005/062236		弁理士 川口 義雄
(87) 国際公開日	平成17年7月7日(2005.7.7)	(74) 代理人	100114188
審査請求日	平成19年12月3日(2007.12.3)		弁理士 小野 誠
(31) 優先権主張番号	03293218.8	(74) 代理人	100140523
(32) 優先日	平成15年12月18日(2003.12.18)		弁理士 渡邊 千尋
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)	(74) 代理人	100119253
			弁理士 金山 賢教
		(74) 代理人	100103920
			弁理士 大崎 勝真
最終頁に続く			

(54) 【発明の名称】 電子取引での個人を識別するためのシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ボディカプラ(62)と無線周波数受信機(12)を有する端末(10)と、  
皮膚上通信受信機(26)と無線周波数送信機を含む携帯デバイス(20)を備える、  
個人を識別するためのシステムであって、

前記端末は、前記端末と前記携帯デバイスとの間の、個人の身体によって確立される物理的接触時に、前記ボディカプラを介して、前記携帯デバイスへ、端末識別クラス(C)を含む接続コード(接続コード)を送信するように構成され、

前記携帯デバイスは、前記皮膚上通信受信機を介して受信された前記接続コード内の前記端末識別クラスを確認するように構成され、前記携帯デバイスは、前記個人の生物測定データを  
10  
確認し携帯デバイスを持っている個人が許可を受けたユーザであることを確かめるための生物測定センサ(30)を含み、前記端末識別クラスに従って、前記無線周波数送信機を介して前記端末と通信を確立することを特徴とするシステム。

【請求項 2】

前記接続コードが、前記無線周波数送信機を介した通信を確立するために携帯デバイスによって戻される、第1の識別数(B)をさらに含む請求項1に記載のシステム。

【請求項 3】

前記接続コードが第2の識別数(A)を含む請求項2に記載のシステム。

【請求項 4】

前記携帯デバイスは、無線周波数受信機を含み、

前記端末は無線周波数送信機を含み、前記無線周波数送信機を介して前記携帯デバイスへ、前記無線周波数送信機を介して前記第2の識別数(A)を送信するように前記携帯デバイスへ要求する信号を、送信するように構成され、

前記携帯デバイスは、前記無線周波数送信機を介して、前記第2の識別数(A)を前記端末へ送信するように構成された、請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記端末は、前記携帯デバイスから前記無線周波数受信機を介して受信された前記第2の識別数(A)が、前記ポディカブラを介して前記携帯デバイスへ送られたものと一致することを確認するように構成された、請求項3に記載のシステム。

【請求項6】

前記端末は、前記携帯デバイスから前記無線周波数受信機を介して受信された前記第1の識別数(B)が、前記ポディカブラを介して前記携帯デバイスへ送られたものと一致することを確認するように構成された、請求項2に記載のシステム。

【請求項7】

前記生物測定センサ(30)が、指紋センサ、声紋センサ、および皮下超音波センサのうちの1つである請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記携帯デバイスは、前記携帯デバイスと該個人の身体により確立される前記物理的接触の中断を検出するための手段を含む請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記携帯デバイスは皮膚上通信受信機のみがアクティブである待機状態にあり、携帯デバイスの全ての機能が皮膚上通信受信機によるデータの受信後にスリープ解除される、請求項1に記載のシステム。

【請求項10】

皮膚上通信受信機(26)と無線周波数送信機を含む、個人を識別するための携帯デバイス(20)であって、

前記携帯デバイスが、

生物測定センサ(30)で、携帯デバイスを持っている個人が許可を受けたユーザであることを確かめるための生物測定データを確認し、

個人の身体によって確立される物理的接触時に、前記皮膚上通信受信機を介して、端末の端末識別クラス(C)を含む接続コード(接続コード)を受信し、

前記皮膚上通信受信機を介して受信された前記接続コード内の前記端末識別クラスを確認し、前記端末識別クラスに従って、前記無線周波数送信機を介して前記端末と通信を確立するように構成される、ことを特徴とする携帯デバイス。

【請求項11】

前記接続コードが、前記無線周波数送信機を介した通信を確立するために携帯デバイスによって戻される、第1の識別数(B)をさらに含む請求項10に記載の携帯デバイス。

【請求項12】

前記接続コードが第2の識別数(A)を含む請求項11に記載の携帯デバイス。

【請求項13】

前記携帯デバイスは、無線周波数受信機を含み、

前記携帯デバイスは、前記無線周波数受信機を介して、前記無線周波数送信機を介して前記第2の識別数(A)を送信するように要求する信号を、受信するように構成され、

前記携帯デバイスは、前記無線周波数送信機を介して、前記第2の識別数(A)を送信するように構成された、請求項12に記載の携帯デバイス。

【請求項14】

前記生物測定センサ(30)が、指紋センサ、声紋センサ、および皮下超音波センサのうちの1つである請求項10に記載の携帯デバイス。

【請求項15】

前記携帯デバイスは、前記携帯デバイスと該個人の身体により確立される前記物理的接

10

20

30

40

50

触の中断を検出するための手段を含む請求項 10 に記載の携帯デバイス。

【請求項 16】

前記携帯デバイスは、端末識別クラス (C) に対応する少なくとも 1 つの情報を記憶するメモリを含み、前記端末識別クラス (C) と前記メモリに記憶された前記情報を比較する、請求項 10 に記載の携帯デバイス。

【請求項 17】

前記携帯デバイスは皮膚上通信受信機のみがアクティブである待機状態にあり、携帯デバイスの全ての機能が皮膚上通信受信機によるデータの受信後にスリープ解除される、請求項 10 に記載の携帯デバイス。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は一般に、電子取引での個人の識別に関する。

【背景技術】

【0002】

制限されたエリアに対するアクセス制御、輸送および電子チケット販売、商業および金融取引での認証、コンピュータおよびネットワークへのアクセス、道路通行料管理など、個人の識別を必要とする応用例は数多く存在する。

【0003】

典型的に電子識別は、一方で制御されるシステムに接続された端末を必要とし、もう一方で、識別を必要とする個人によって処理されるチップカードまたはバッジの形態を通常とする携帯デバイスを必要とする。

20

【0004】

結合は、電気接点か、または、端末のスロットへカードを挿入することを必要としないためますます一般的な技術となっている、誘導もしくは高周波 (RF) 結合などの無線結合のいずれかを介して、端末と携帯デバイスとの間で行われる。

【0005】

個人の識別は、PINコードなどのパスワード、および/または個人から感知される生物測定データをしばしば必要とする。無線結合が使用される場合は常に、端末と携帯デバイスとの間の、識別プロトコルによって必要とされる信号交換のエミュレーション (emulation) によるタンパリング (tampering) を回避するために、さらなるセキュリティ機能が設けられなければならない。

30

【0006】

いくつかの応用例で必要とされるセキュリティのレベルの高さから、関係する応用例に専用の特定の解決法が数多く生じることになり、設計および製造費の高さに加え、解決法は柔軟性の乏しい複雑なものとなる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

したがって、低費用での大量製造が可能で、様々な異なる応用例に簡単に適用することが可能であり、なおかつ識別過程での高いセキュリティレベルで使用するために信頼に耐えうるかつ簡単な、多用途の汎用システムが必要とされる。

40

【課題を解決するための手段】

【0008】

したがって、本発明の目的はこのようなシステムを提供することである。本発明のシステムは端末、データ処理手段を含む独立の携帯デバイス、および前記端末と前記携帯デバイスとの間の個人識別データの交換のための無線結合手段を備えた種類のシステムである。

【0009】

本発明によれば、このシステムは、端末中のトランスミッタおよび携帯デバイス中のレ

50

シーバを含む身体を媒体とする (body-medium) 通信手段であって、端末と携帯デバイスとの間の、個人によって確立される物理的接触による取引の開始時に、端末から携帯デバイスに接続コードを送信するように構成された身体を媒体とする通信手段をさらに備えることを特徴とする。携帯デバイスの制御手段は、所定の基準に従った前記接続コードに応じて、前記取引のさらなる実行を可能にするために、受信された前記接続コードを確認し、前記無線結合手段を介して端末に条件付で信号を発生するように構成されている。

#### 【0010】

本発明の特定の、好ましい実施形態によれば、

前記制御手段は、前記取引のさらなる実行の前に、前記無線結合手段の動作を可能にするために、条件付で信号を発生するようにさらに構成され、

携帯デバイスの前記確認手段は、個人によって確立された物理的接触による個人の生物測定データを確認するための、特に是指紋センサ、声紋センサ、および皮下超音波センサのうちの1つである生物測定センサを含み、

システムは、端末と携帯デバイスとの間の、個人によって確立される前記物理的接触の妨害を検出するための手段をさらに含み、

前記身体を媒体とする通信手段は、直接拡散式スペクトル拡散 (Direct Sequence Spread Spectrum) 手段を含み、単方向かつノンセキュア (non-secure) の通信手段、および/またはノンセキュアの通信手段であり、

携帯デバイスに送信される接続コードは端末型識別データを含み、前記制御手段が携帯デバイスに記憶された対応のデータに関して、携帯デバイスによって受信された前記端末型識別データを確認し、携帯デバイスに記憶された対応のデータに従った前記端末型識別データに応じて、取引の実行をさらに可能にするために、条件付で前記信号を発生するようさらに構成され、

携帯デバイスに送信される接続コードは第1ランダムデータを含み、前記制御手段が前記無線結合手段を介して端末に前記第1ランダムデータを再送信するようにさらに構成され、端末が接続コードで送信された前記第1データに関して、前記再送信された第1ランダムデータを確認するように構成され、

携帯デバイスに送信された接続コードは第2ランダムデータを含み、前記制御手段が受信された前記第2ランダムデータを記憶するようにさらに構成され、端末が前記無線結合手段を介して携帯デバイスに再送信要求を発生するようにさらに構成され、前記制御手段が前記再送信要求を受信すると前記記憶された第2ランダムデータを端末に再送信するようにさらに構成され、端末が最初に送信された第2ランダムデータに関して、前記再送信された第2ランダムデータを確認するようにさらに構成される。

#### 【0011】

本発明の上記およびその他の目的、態様、ならびに利点は、添付の図面を参照した以下に述べる本発明の好ましい実施形態の詳細な説明から、よりよく理解されよう。図中、同じ符号は異なる図面にわたり、同一の特徴、または機能的に類似した特徴を指す。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0012】

ここで図を参照すると、図1は制御されるメインシステム(メインフレームコンピュータ、アクセス制御等)に接続された端末10、および携帯デバイス20を本質的に含む、本発明のシステムの基本的な構成要素を示す。

#### 【0013】

端末10には、識別を要求する個人の直ぐ近く、具体的には、例えばトランシーバ12の接触パッド、ハンドル、その他の金属部品に触れることによって、個人がトランシーバ12と物理的に接触をもってよい位置に置かれたトランシーバ(トランスミッタ/レシーバ)12が設けられている。トランシーバ12は、双方向(有線または無線)通信を介して端末10以外のものに接続されている。システムのその他の重要な構成要素は、識別を求める個人が持っていてよい、具体的にはこの個人によって物理的に接触されてもよい

10

20

30

40

50

携帯デバイス 20 である。この携帯デバイスは好ましくは、個人の身体のマス (mass) と常時電気接触することを可能にする、金属製の裏面を有するブレスレットや腕時計等の物体に埋め込まれている。

【0014】

トランシーバ 12 と携帯デバイス 20 との間で、2 つの異なる通信チャネルが確立されてもよい。

【0015】

「皮膚上通信 (Over Skin Communication, OSC)」と呼ぶこととする第 1 通信チャネルは (OSC トランスミッタ手段を含むだけの) トランシーバ 12 から (OSC レシーバ手段を含むだけの) 携帯デバイス 20 への単方向で低データ速度の通信チャネルである。

10

【0016】

本質的に、OSC 通信は個人の身体のマスを通信媒体として利用する通信 (身体を媒体とする通信) である。この通信は、OSC 信号が端末から携帯デバイスへ送信されるようにするために、一方ではトランシーバ 12 の適切な部分と、他方では携帯デバイス 20 の適切な部分とユーザが物理的に接触することを必要とする。

【0017】

OSC 通信の詳細は以下に、特に図 3 を参照して示される。

【0018】

「RF 通信」と呼ぶこととする第 2 通信チャネルは、どちらも RF トランスミッタおよびレシーバ手段を備える、トランシーバ 12 と携帯デバイス 20 との間の両方向の、高データ速度の通信チャネルである。

20

【0019】

RF 通信は Bluetooth (IEEE 802.15.1)、WPAN (IEEE 802.15.3)、HiperLan 2、ETSI-BRAN 等の、知られている無線短距離通信技術のうちの任意のものであってよい。このような通信規格は全て、低い伝送電力で、短距離 (典型的には数十 cm ~ 数 m) での高速 (典型的には 2 ~ 100 Mbit/s) の両方向データ交換を可能にする。

【0020】

識別手順の第 1 のステップは、OSC 通信チャネルを介した端末から携帯デバイスへの、いわゆる「接続コード」の送信である。このような送信は、個人の身体を介して双方の部分と接続するために、一旦個人がトランシーバ 12 のある部分と物理的に接触し、また携帯デバイス 20 のどこか他の部分とも接触することで開始されてもよい。

30

【0021】

接続コードは 2 つの乱数 A と B、および端末が属するクラスの識別を含有するメッセージ C を含む。

【0022】

携帯デバイスの OSC レシーバが一旦接続コードを受信すると、数 A はデバイスの記憶装置に留められる。デバイス 20 に含まれるデータ処理手段は、コードを受信した特定の携帯デバイスが、識別を要求される端末のクラスに属することを確認する。この確認は、メッセージ C に含まれるクラス識別と、携帯デバイス 20 のメモリに記憶された対応するデータとを比較することによって行われる。

40

【0023】

端末と携帯デバイスとの各々のクラスが確かに一致することが一旦確認されると、携帯デバイスは RF 通信を開始し、数 B を発生する。

【0024】

B を含む RF 信号は、この数 B が接続コードの中の最初に送信されたものと同じ数であることを確認する端末のトランシーバ 12 によって受信される。このような比較は、トランシーバ 12 の環境に複数の携帯デバイスが同時に存在し、トランシーバ 12 が異なる携帯デバイスから発信されている複数の RF 信号を同時に受信する場合に対処することを特

50

に目的としている。

【 0 0 2 5 】

さらなるステップで、端末は R F 通信チャネルを介して数 A の送信要求 ( R T S A ) を携帯デバイスに送信する。この要求は、 O S C レシーバによる接続コードの受信の後に記憶装置に留められていた値 A を、 R F 通信チャネルを介して送信する携帯デバイスによって受信される。

【 0 0 2 6 】

一旦この確認がうまく実行されれば、 R F 通信チャネルを介して、端末と携帯デバイスとの間の取引がさらに進行してもよい。端末と携帯デバイスとの間の接続が次に開始されなければならないとき、いかなる携帯デバイスによっても決定不可能な乱数 A と B との新しい値が選択される。

【 0 0 2 7 】

説明してきた本発明のシステムの第 1 の利点は、例えば個人が、自身の手または指の先端で、端末機器の接触部分 ( 金属パッド、金属ハンドル等 ) に触れることによって、端末の機器と物理的に接触した後にだけ識別が実行されてよく、ゆえに取引が進行してよいということである。このことは、 ( 完全に識別された ) 個人の自主的な行為を伴わない、携帯デバイスの使用のいかなるものも禁ずる。このセキュリティ機能は、カードを所持する個人の認識および承認を伴わない、 R F 通信の不正な確立の事故のいかなるものも回避するために、無線通信を利用する携帯デバイスにおいて特に重要である。

【 0 0 2 8 】

本発明の第 2 の利点は、端末と携帯デバイスとの間のさらなる信号交換の全てが、高データ速度、かつ修正コード、暗号化、ノイズおよび混信の排除を伴う高度な技術で、 R F 通信を介して実行されるにもかかわらず、接続コードの O S C 送信のために、端末の接触部分が個人によって短時間接触されること ( 例えばほんの少しのタッチ ) だけを必要とすることである。

【 0 0 2 9 】

本発明は特に、 O S C 通信の欠点 ( 特には低データ速度 ) を伴わずに、同通信の全ての利点 ( 通信の開始に必要なとされる個人の積極的行為 ( p o s i t i v e a c t i o n ) ) の保持を可能にする。

【 0 0 3 0 】

その上、 O S C 通信は比較的高い伝送電力を必要とするという事実にもかかわらず、本発明の O S C 通信は単方向のみであるので、携帯デバイスに O S C トランスミッタを有する必要がなく、低消費回路および小型のバッテリーで考案されてもよい。

【 0 0 3 1 】

指紋センサ ( 容量センサ、熱センサ、または光学センサのいずれか ) 、声紋センサ、皮下超音波センサ等の特定のセンサを含む生物測定識別デバイスを携帯デバイスに設けることによって、さらなるセキュリティレベルが加えられてもよい。生物測定識別は、携帯デバイスを持ち、端末との物理的接触によって O S C 通信を開始しようとする個人が、例えば許可を受けたユーザの携帯デバイスを盗んだ人ではなく、確かに許可を受けたユーザであるということを確認する。

【 0 0 3 2 】

図 2 は、携帯デバイス 2 0 の好ましい実施形態の主要な機能ブロックを示す。

【 0 0 3 3 】

データ処理手段 2 2 は、非揮発性メモリ 2 4 、 O S C レシーバ 2 6 、 R F トランスミッタ / レシーバ 2 8 、光学生物測定センサ 3 0 、光学的光 / 音声インジケータ 3 6 、および時間 / 日付スタンプ回路 3 8 を含めた複数の周辺デバイスとの通信のために、 C P U 、 R A M 等を備えたマイクロコントローラ、ならびに一連のバスおよびインタフェースを含む。デバイス全体は、充電器 3 4 に接続された再充電型バッテリー 3 2 によって電力を供給される。

【 0 0 3 4 】

OSCレシーバ26に関する限り、これは個人の身体を介して送信された信号を受信するための、知られている型のデバイスである。OSC通信は、生物学的なマスを伝送媒体として利用することによって個人の身体の範囲に限定される「Personal Area Network」を考案したT. Zimmermannの論文で特に研究されている、知られている技術である。

【0035】

図3は、擬似静電気領域の使用に基づいた、そのような伝送の原理を示す。OSCシステム40は、生物学的コンダクタ46によって結合されたトランスミッタ42およびレシーバ44、グラウンド48を通るリターンループを含む。トランスミッタ42によって発生される信号の減衰は非常に高く（典型的には60dB）、主にグラウンドを通るリターン（10fF）に左右されるので、送信信号はレシーバ44によって正しく復号されるために十分に強くなければならない。しかしながら、より感度の高いレシーバ、およびDSSS（直接拡散式スペクトル拡散）技術などの混信除去技術を使用することによって、送信される信号のためにより低い振幅が選択されてもよい。

10

【0036】

しかしながらいずれの場合でも、データ速度は低いままで、典型的には10kbit/sより低い。それにもかかわらず、上で説明したように、本発明のシステムはOSCレシーバによって受信されるために非常に小さなデータ量（数百ビット）を必要とするのみである。

【0037】

OSCは個人の身体の一部である通信媒体を伴うので、OSCレシーバ26は個人の身体と接触する、好ましくは固定的に接触する感知要素を含む。携帯デバイスもまた、感知要素が個人の身体と確かに接触しており、離れていないということを検出し、それ以外ではいかなるデバイスの動作も抑制するためのデバイス（不図示）を含む。そのようなデバイスは、例えば心拍を検出するための電気または熱センサを含んでもよい。そうしたセンサは当業者にはよく知られており、さらに説明することはしない。優先の実装は、腕時計の形態をとる携帯デバイスであり、時計がユーザの腕から離れた場合、携帯デバイスの埋め込まれた電子回路は自動的に停止する。

20

【0038】

（端末のトランスミッタ12に含まれるものとしての）OSCトランスミッタ50のための典型的な配置は図4に示される。配置は、携帯デバイスに送信される接続コードを受信するコードジェネレータ52と拡散スペクトルジェネレータ44とを含む。HFジェネレータ60を動かすモジュレータ58を制御する乗算器56で双方の信号は結合される。変調されたHF信号は、個人の身体のマスを通した携帯デバイスへの送信のために、ポディカプラ62に印加される。

30

【0039】

上で説明したセキュリティ機能が与えられることで、OSC通信を介して送信された情報を暗号化する必要はなく、信号損失または変更のリスクの低い、単純で確実な信号送信が可能になる。

【0040】

再び図2を参照すると、OSCレシーバ26に加えて、携帯デバイス20は処理手段22と結びついたRFトランスミッタ/レシーバ28もまた含む。

40

【0041】

上述のように、RF通信はBluetooth、WPAN、HiperLan2、ESTI-BRAN等の任意の知られている手段を介したものでもよい。携帯デバイスのトランスミッタは、携帯デバイスと端末との距離の短さに起因する（1mW未満の）低いRF伝送電力によって、（20mW未満の）低消費量となるように考案されている。さらに、DSSSなどの混信低減技術を実施することによって、高データ速度（応用例の必要条件によって、典型的には2Mbit/s～100Mbit/sの間）を可能にしながらも、携帯デバイスのトランスミッタのサイズの小ささを維持することが可能である。混信の低

50

減は、直接拡散式スペクトル拡散(DSSS)変調、または当業者からよく知られている、任意のその他の知られている技術によって達成されてもよい。RF通信はさらに、IEEE-TLSなどの相互接続性規格、および/またはTCP/IPなどの標準的な通信プロトコルを実施してもよい。

【0042】

携帯デバイス20全体は、充電器34に結合された再充電型バッテリー32によって電力を供給される。充電器34は好ましくは、例えば磁気誘導、光電池、またはEM領域レシーバアンテナ(EM field receiver antenna)を使用する、非接触型の充電器である。

【0043】

携帯デバイスの待機状態では、OSCレシーバ26、および時間/日付スタンプ38だけが(部分的に)アクティブであることに注意すべきである。OSCレシーバ26によって一旦データ信号が受信されると、その後デバイスの主要な機能の全て、特にデータ処理手段22はスリープ解除される(waked up)。通常の使用、すなわち識別を除いた使用では、個人は本発明のシステムと互換性を持つ可能性もある幅広い種類の機器と接触していてもよいので、生物測定センサ30およびRFトランスミッタ/レシーバ28のいかなるアクティブ化の前にも、OSCレシーバによって受信される、端末クラスインジケータでの事前チェックが実行される。このことは、個人が、許可を受けた(携帯デバイスのメモリ中に記憶されたような)機器のクラスに実際に対応する端末と接触している場合のみ、相当量の電力供給を必要とするこれらのモジュールがアクティブ化することを回避する。

【0044】

時間/日付スタンプ回路38は好ましくは、例えばRFC1119およびRFC1305などのネットワーク時間プロトコルの手段によって、通信ネットワークを通して設定されるように構成される。

【0045】

インジケータ36は光インジケータ(LEDまたはLCDディスプレイ)、および/またはシステムに関して個人に与えられる肯定的(または否定的)識別の確認を可能にするブザーであってもよい。

【0046】

上述の発明は、複数の異なる応用例で使用されてもよい。

【0047】

第1の典型的な応用例は電話の分野にあり、この分野では端末は、(例えば個人の身体と固定的に接触している腕時計の形態をとる)携帯デバイスを持っているユーザによって一旦電話が渡されると(handed)、電話が自動的に電話呼び出しを受信するように設定され、構成されるように、接触パッドを組み込んだ携帯電話か、または電話ハンドセットである。電話は携帯デバイスに記憶された電話番号簿にアクセスしても、および/または自動的にユーザの優先パラメータを設定してもよい。さらに、支払い要求は明細が携帯デバイスに記憶されている特定の加入者の請求書に記入されてよい。

【0048】

その他の典型的な応用例は自動販売機に伴うものであり、ここでは現金、クレジットカード等を機械に差し込む必要は一切無く、取引を可能にするためにはユーザが機械のディスプレイの引き出し、またはドアに触れるだけでよい。

【0049】

その他の典型的な応用例は、(物理的または論理的な)条件付アクセスの分野にある。例えば、ユーザにとっては、コンピュータまたはネットワークにアクセスする本人の権限の確認を開始し、ユーザのプロフィールをコンピュータに読み込ませるために、パスワードを尋ねられる必要はなく、コンピュータに触れるだけで十分であってもよい。RF通信を維持するのに十分ではない距離までユーザがコンピュータから離れる場合、コンピュータを自動的にロックする手段が提供されてもよい。

10

20

30

40

50



## 【 0 0 5 0 】

本発明の携帯デバイスはまた輸送手段へのアクセスを与えることもできる。これは、携帯デバイスが自動車の接触型キーに機能上対応しており、さらには運転免許、保険、レンタルの詳細等についての情報を記憶している、個人の輸送手段であってもよい。デバイスはまた、出入り口のドアを押すこと（このドアとの接触から生じる、端末との物理的な接触）すなわち、入口点および出口点で確認するだけで、個人ユーザが公共輸送機関にアクセスできるようにしてもよく、システムは移動した距離に応じて、自動的にユーザに請求を出してもよい。

## 【 0 0 5 1 】

自動条件付アクセスを備えた個人データを記憶すること、  
オンザフライで暗号化/暗号解読を行い、データを記憶すること、  
制限されたエリアへのアクセス、すなわちドアのハンドルに接触し、回すだけで電子ロック、またはアラームの無効化が達成されるということ、

10

銃などの危険な器具に対する保護、すなわち本発明のシステムが、銃の柄を握んだと勝手に自動的に識別される、許可を受けた個人によってのみ銃の引き金が引かれることが可能となるように実装されているということ、

構内の個人を追跡すること、すなわち個人がドアに触れ、開ける度に、システムによって自動的にその人物が識別され、対応する時間および位置がシステムの中央データベースに記録されるということ、

もはや安全なRF通信が可能でなくなる距離まで個人が端末から離れる場合、アラームを発すること、

20

知られている位置にある特別な柱に触れさせることのみによる個人の位置測定、すなわちシステムはここで、要求する人物の位置および身元を示すメッセージを中央サイトに自動的に送信するということ、

などの（当然ながら、以上のリストは限定されたものではない）、その他多くの応用例が、同じく本発明のシステムの利点の恩恵を被る。

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 0 5 2 】

【 図 1 】本発明の重要な完全体（ i n t e g e r s ）、およびそれらが互いに作用する方法を概略的に示す図である。

30

【 図 2 】本発明の携帯デバイスを構成する様々な機能ブロックを示す図である。

【 図 3 】本発明のシステムによって使用される、身体を媒体とする通信のタイプを説明する概略図である。

【 図 4 】本発明のシステムによって使用される、端末に含まれる身体を媒体とする通信トランスミッタの機能ブロックを概略的に示す図である。

【図1】

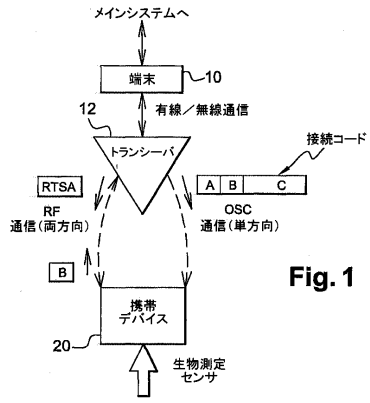


Fig. 1

【図2】

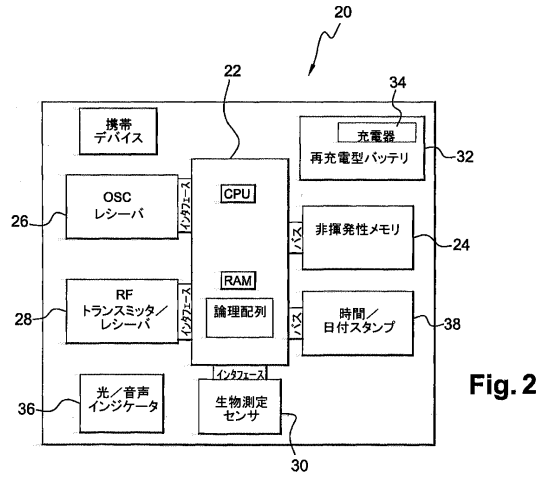


Fig. 2

【図3】

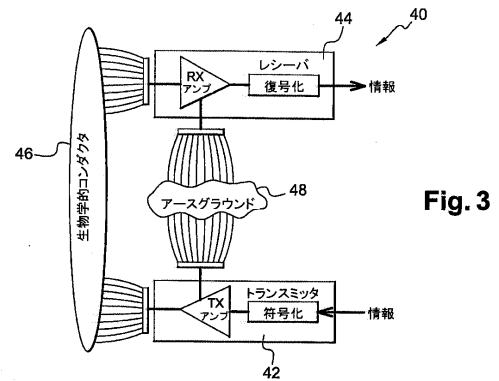


Fig. 3

【図4】

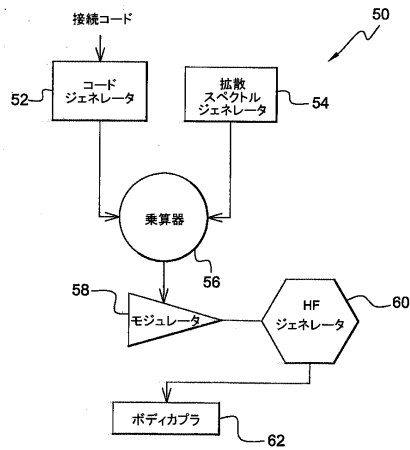


Fig. 4

---

フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I  
H 0 4 B 13/00

(74)代理人 100124855  
弁理士 坪倉 道明

(72)発明者 ルリミ, アラン  
フランス国、7 8 1 7 0 ・ラ・セル・サン・クル、アレ・ドウ・ラ・グランド・テール・1 5

審査官 平井 誠

(56)参考文献 特開2003-097112(JP,A)  
特開2003-259001(JP,A)  
国際公開第2003/021523(WO,A1)  
特開2000-198420(JP,A)  
特表2005-528662(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06F 21/20  
A61B 5/117  
H04B 5/02  
H04B 13/00